

# 広島市水道局

## 指定給水装置工事事業者の方へ

### ◆ 指定給水装置工事事業者に関する各種届出一覧 ◆

#### 【指定事項を変更したとき】

給水装置工事事業者指定事項変更届出書に、次の添付書類を添えて水道局の受付窓口に届出をしてください。

[提出期限－変更のあった日から30日以内]

変更項目	添付書類					
		定款の 写し	登記事項 証明書	住民票	誓約書	備考
氏名又は名称	法人	○	○			定款の写しは直近のものを添付してください。
	個人			○		
住所	法人	○	○			住民票や登記事項証明書(履歴事項全部証明書)等は、発行日から3ヶ月以内の本書を添付してください。
	個人			○		
代表者	法人	○	○		○	添付書類の返却はできませんのでご了承ください。
役員	法人		○		○	
事業所の 名称又は住所	法人					支店の移転など登記簿等の変更を伴わないもの
	個人					
主任技術者の氏名又は 免状の交付番号	法人					
	個人					

※1 氏名又は名称、住所、代表者の変更の場合は、「広島市水道局指定給水装置工事事業者証」(指定証)を差し替えて交付しますので、現在交付されている指定証をお持ちください。なお、新たな指定証の交付には2～3日程度日数を要しますのでご了承ください。

※2 個人から個人への相続、個人が会社を設立、合併に伴う新会社設立、法人から法人への営業譲渡などの事業の承継を行う場合は、指定事項の変更ではなく、指定廃止及び新規指定の申請を行ってください。

※3 有限会社から株式会社への組織変更など同一法人とみなされる変更の場合は、指定事項(氏名又は名称)の変更の届け出を行ってください。

#### 【給水装置工事主任技術者の選任又は解任したとき】

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書を提出してください。なお、給水装置工事主任技術者を選任する際は、確認のため、当該主任技術者の免状又は主任技術者証の写しを添付してください。

提出期限－① 給水装置工事事業者の指定を受けたとき 指定を受けた日から2週間以内  
② 選任した主任技術者が欠けたとき 当該事由が発生した日から2週間以内  
③ 上記以外のとき 速やかに提出

#### 【給水装置工事業を廃止、休止、再開したとき】

指定給水装置工事事業者廃止、休止、再開届出書を提出してください。なお、廃止及び休止の届け出の際は、指定証を返納してください。

提出期限－① 事業を廃止又は休止したとき 廃止又は休止した日から30日以内  
② 事業を再開したとき 再開した日から10日以内

#### 【給水装置工事手数料等請求用の登録口座を変更するとき】

まず、給水工事費、手数料及び臨時用水道料金口座振替依頼書(金融機関提出用)を利用される金融機関に提出してください。その後、金融機関印の押印のある給水工事費等口座振替通知書(水道局提出用)を水道局に提出してください。

[提出期限－随時]

◎ 指定給水装置工事事業者に関する各種届出は、**広島市水道局 給水課 給水装置係**までお願いします。

所在地	〒730-0011 広島市中区基町9番32号 広島市水道局基町庁舎4階
電話番号	TEL : 082-511-6864 (直通) FAX : 082-221-8141